

会議開催結果

1 会議の名称	令和4年度第1回富津市消防委員会
2 開催日時	令和4年10月3日 16時00分～16時30分
3 開催場所	富津市消防防災センター会議室1・2
4 審議等事項	議題 (1) 委員長の互選について (2) 富津市消防団員報酬の改定について
5 出席者名	(市議会議員)佐久間勇、諸岡賛陞、宮崎晴幸 (学識経験者)神子義春、三富薫、小幡俊明 (消防関係者)澤田正弘、濱崎正、藤倉薫 牧野消防長、庄司消防総務課長、角田予防課長 松本消防署長、佐野消防分署長、池田消防総務 課長補佐、篠原予防課長補佐、川村主任（書記）
6 公開又は非公開の別	（公開） ・ 一部非公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	1人（定員5人）
9 所管課	消防本部 消防総務課 総務係 電話 0439（88）6402
10 会議録	別紙のとおり

消防委員会会議録

発言者	発言内容
池田課長補佐	<p><開会></p> <p>ただいまから令和4年度第1回富津市消防委員会を開会いたします。</p> <p>議会選出の委員の皆さまは、先ほどの委嘱状の交付により令和4年5月15日から2年間、学識経験者の小幡様は、高橋様の残りの任期でありました令和4年4月1日から令和5年3月31日まで、市長から委員を委嘱されました。再任の方もいらっしゃいますが、今年度、初めての委員会となりますので、改めて委員の皆様を御紹介させていただきます。</p> <p>初めに議会選出の委員でございますが、佐久間勇委員でございます、諸岡賛陞委員でございます、宮崎晴幸委員でございます。</p> <p>次に学識経験者の委員でございますが、神子義春委員でございます、三富薫委員でございます、小幡俊明委員でございます。</p> <p>次に消防関係者の委員でございますが、消防団長の澤田正弘委員でございます、消防副団長の濱崎正委員でございます、消防副団長の藤倉薫委員でございます。</p> <p>委員の皆様、ありがとうございました。</p> <p>次に職員の紹介ですが、職員につきましては自己紹介とさせていただきます。</p> <p><牧野消防長以下、出席職員の自己紹介></p> <p>議事に先立ちまして、消防長から挨拶を申し上げます。</p>

<p>牧野消防長</p>	<p>消防委員会開催にあたり一言挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆さまには、公私ともに御多用の中、そして未だに新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、消防委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、平素から消防行政の円滑な推進ため、格別なる御支援、御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、先月は毎週のように台風が発生し、南西諸島、沖縄・奄美諸島や九州地方に強風や大雨による甚大な被害をもたらし、さらには東海地方でも台風に伴う線状降水帯の発生による大雨でも被害が発生し、近年の災害は複雑多様で激甚化しており予測以上の災害対応に苦慮するところであると感じています。</p> <p>幸いにも当地方には、今のところ大きな災害は起きていませんが、令和元年のような災害がいつ来てもおかしくないような状況の中、災害の第一線で活動する消防に寄せられる期待は、ますます大きくなるであろうことから市民の安全・安心な暮らしを守るため、消防団をはじめ関係機関と連携強化を図り、災害対応に取り組んでまいりますので、今後とも、さらなる御支援、御助言をいただけますようお願い申し上げます。</p> <p>最後に、本日の議題は委員長の互選について及び富津市消防団員の報酬改定についての2件でございます。</p> <p>慎重審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。</p>
<p>池田課長補佐</p>	<p>それでは、次第により進めてまいります。本日の委員会の会議につきましては、富津市消防委員会条例第6条第2項の規定により委員定数の半数以上が出席されておりますので、会議が成立することを御報告いたします。</p>

	<p>また、本委員会は富津市情報公開条例第23条第4項の規定により、会議録の作成が義務付けられておりますことから、事務局から会議録署名人を指名させていただきたいと存じます。</p> <p>慣例で名簿順に2名を指名することとしておりますので、今回は、佐久間委員、澤田委員をお願いしたいと存じます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に、議題1「委員長の互選について」に入るわけですが、先ほど申しましたとおり、議会選出の委員が新たに選出されたことにより、委員長が空席となっておりますので、委員長が決まりますまで、昨年度の副委員長である神子委員に臨時議長をお願いし、進めてまいりたいと存じます。それでは、委員長の互選につきまして神子委員よろしく願いいたします。</p>
神子委員	<p>ただいま、事務局から指名がありましたので、臨時議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行ができますよう御協力をお願いいたします。</p> <p>これより、議事に入ります。議題1「委員長の互選について」事務局から選任方法について説明を求めます。</p>
池田課長補佐	<p>委員長の互選について、御説明いたします。</p> <p>富津市消防委員会条例第5条第1項では、委員長は、「委員の互選により定める。」となっております。</p> <p>消防委員の任期は、2年ありますが、議会選出委員と学識経験者及び消防関係者選出委員の委嘱の時期が1年異なり、議会選出委員3名は今年度の委嘱、学識経験者及び消防関係者選出委員6名は、昨年度の委嘱となり、委員が毎年、任期満了となることから、年度初回の委員会にて委員長、副委員長を選任しております。</p> <p>なお、互選方法に特別な決まりはございません。</p> <p>事務局からは以上です。</p>

<p>神子委員</p>	<p>事務局の説明がありましたが、互選方法に決まりはないとのことなので、立候補または推薦をしていただき、候補者が複数の場合は、投票にて決定してはいかがでしょうか。</p> <p>〈異議なし〉の声あり</p>
<p>神子委員</p>	<p>それでは、委員長に立候補又は、推薦はありますか。</p>
<p>三富委員</p>	<p>諸岡委員を推薦します。</p>
<p>神子委員</p>	<p>三富委員から諸岡委員を推薦という声がありました。他に立候補又は推薦される方はいますか。他にいなければ、消防委員長は諸岡委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございますか。</p> <p>〈異議なし〉の声あり</p>
<p>神子委員</p>	<p>異議なしを認め、諸岡委員に委員長をお願いしたいと思います。</p> <p>委員長が決まりましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。</p>
<p>池田課長補佐</p>	<p>ありがとうございました。それでは諸岡委員長は議長席へお移りください。新委員長として御挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。</p>
<p>諸岡委員長</p>	<p>ただいま、皆様の御推薦によりまして消防委員長に就任させていただきました、諸岡と申します。よろしくお願ひします。</p> <p>消防委員会は、消防に関する重要事項に関することや消防団員の服務及び待遇に関することについて調査審議し、その結果を市長に答申することが、所掌事務とされております。</p> <p>市民の安全、安心のため、皆さまと共に富津市の消防行政を運営して行きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願</p>

池田課長補佐	<p>いたします。</p> <p>簡単ではございますが、挨拶といたします。</p> <p>ありがとうございました。それでは委員長に議長をお願いいたします。</p>
諸岡委員長	<p>それでは、議事を再開いたします。</p> <p>副委員長は、神子委員に引き続き、お願いしたいと思いますが、委員の皆様、御異議ありますか。</p> <p>〈異議なし〉の声あり</p>
諸岡委員長	<p>異議なしということなので神子委員に副委員長を引き続きお願いしたいと存じます。</p> <p>神子委員よろしいですか</p>
神子委員	<p>わかりました。</p>
諸岡委員長	<p>了承が得られましたので、神子委員を副委員長として決定します。</p> <p>神子委員には副委員長就任の御挨拶をお願いいたします。</p>
神子委員	<p>皆様からの推薦をいただき、引き続き副委員長に就かせていただくことになりました。</p> <p>これからも皆様の御協力をいただきながら、諸岡委員長と共に、市民の安全・安心ため、より一層頑張っていく所存でございます。</p> <p>簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。</p>
諸岡委員長	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、議題２「富津市消防団員報酬の改定について」事務局から説明を求めます。</p>

<p>庄司課長</p>	<p>それでは、A3片面刷りの資料を御覧ください。消防団員報酬等処遇の改善については、全国的な消防団員数の著しい減少状況に歯止めをかけるため、1, 国の「非常勤消防団員の報酬等の基準」について」に記載したとおり、令和3年4月13日付けで消防庁長官から、非常勤消防団員の報酬等の基準について通知があり、市町村において団員報酬の引き上げや直接支給の促進など重点的に取り組むべき事項が通知されました。</p> <p>初めに「非常勤消防団員の報酬等の基準」について御説明いたします。</p> <p>基準の第1には報酬の種類として基本給的な性格を持つ年額報酬と出動に対する出動報酬の2種類を定めています。第2には年額報酬の額については、団員階級は36,500円を標準とし、上位の階級にある者については市町村ごとの業務や職責を勘案し標準額と均衡のとれた額にすることとされています。第3は災害出動の標準額として日額8,000円、災害以外の出動は市町村における活動の状況を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるように定められています。なお、補足として国からの説明があり、災害以外の出動の標準額は、日額4,000円であり、標準額を下回る額を定めることは差し支えないとされています。第4は出動に係る費用弁償についてですが、留意点として地域の実情に応じて各市町村において定めることとされています。第5は、団員個人への報酬等の直接支給の実施について記されていますが、富津市は平成30年度分から既に実施しております。</p> <p>続きまして、「2, 近隣市の策定状況について」は、令和4年4月時点の君津地域3市の年額報酬と出動報酬について取りまとめたものです。表の左側「年額報酬」欄の左から階級、標準額とありますが、これは国が示す階級毎の年額報酬の基準額です。3市の報酬で木更津市は国の基準と同額、君津市、袖ヶ浦市は団員、班長を基準額とほぼ同額としていますが、階級上位者の報酬は従前のおりとなっています。</p> <p>右側の出動報酬欄ですが、種別 災害については、3市とも活動時間4時間未満で4,000円、4時間以上8,000円としています。訓練、警戒、その他の出動は、各市それぞれの実情により</p>
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

時間変動制や定額制を採用しています。

富津市の新たな年額報酬案は、「3,年額報酬改定(案)について」を御覧ください。階級欄の右には現在の年額報酬額を記載しました。

新たな年額報酬の算定方法は、富津市独自に階級毎の職責倍率を定め、「非常勤消防団員の報酬等の基準」の第3の団員年額報酬の基準額 36,500 円を積算した額を千円未満切捨てした金額です。職責倍率については、団員、班長に依頼する出初式、操法大会、消防演習等訓練などへの消防行事の平均参加回数を6回、倍率を「1」倍とし、部長以上は階級毎に会議、行事等への参加依頼回数を踏まえ、設定する倍率を徐々にあげ、職責倍率欄の通り設定いたしました。この職責倍率に団員報酬 36,500 円を積算した結果、団長は 219,000 円となり以下の階級は新年額報酬案のとおりとなりました。結果として上位階級は減額し、部長以下の実働団員は増額となり、1回出動につき 1,000 円の機能別団員報酬を除いた基本団員分の報酬額は、今年度と比較して約 1.5 倍の 16,630,000 円となりました。

続きまして、「4,出動報酬改定(案)について」を御覧ください。

富津市の現在の出動手当は一律 1,000 円です。当初、近隣3市と合わせ活動時間 4 時間未満 4,000 円、4 時間以上 8,000 円とする案もありましたが、市長副市長との協議の際に災害出動報酬案の時間変動で金額が変わり 4 時間未満を 4,000 円とする根拠を明確にとの指導がありました。そこで、令和元年から昨年までの過去 3 年間における火災出動件数 98 件の覚知から帰署までの活動時間を改めて調査したところ、資料の 4 (1)「災害に係る活動時間」のグラフにあるとおり、2 時間未満の活動は全体の 61%にあたる 60 件、2 時間以上 4 時間未満の活動は 34%の 33 件、4 時間以上の活動は 5%の 5 件という結果でした。全体の 6 割を占める 2 時間未満の活動には誤報や活動の無い事案も多く含まれます。この軽微な活動に 4 時間未満 4,000 円と同等の報酬が支払われることは説明が付きません。このため、災害出動には、新たに 2 時間未満 2,000 円の報酬帯を加え、

諸岡委員長	<p>2 時間以上 4 時間未満 4,000 円、4 時間以上 8,000 円としました。</p> <p>災害以外の出動の訓練、警戒、その他の細目にある活動には事前に計画を策定し実施するものが多数を占め、4 時間以上の所要時間を要する活動はありません。災害出動のような時間変動制は採用せず、具体的な時間を指定し、無駄のない効率的な消防団活動を目指します。標準額の 1 日あたり 4,000 円から、1 時間の報酬単価を 500 円とし、種別毎に定額を支払います。</p> <p>「訓練」は 4 時間を指定し 2,000 円、「警戒」は 3 時間の 1,500 円、「その他」は、月 2 回の詰所・車両点検実施日に併せて、水利点検など消防活動を実施することとし、同じく 3 時間の 1,500 円としました。</p> <p>それぞれの出動報酬に過去の実績による参加延人数を積算した出動報酬総額は 15,545,000 円、令和 4 年度出動関係予算と比較し、約 4.7 倍 12,223,000 円の増額となっています。</p> <p>「5, 課税情報について」には、国からの情報として、年額報酬は年 50,000 円まで、出動報酬は、災害日額 8,000 円以下、その他の出動 4,000 円以下を費用弁償として認め、非課税とする旨を記載しました。</p> <p>以上の報酬引き上げの効果としては、既に実施している団員への直接支払いにより、活動への参加が直接、報酬に反映され、団員の士気向上、団員減少率の抑制、入団者の増加が見込まれることなどが挙げられます。</p> <p>本日、消防委員の皆様からの御意見を踏まえ、最終案として、富津市市議会 12 月議会に団員報酬に係る条例の「富津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例」一部改定案を令和 5 年 4 月 1 日施行として議案提出いたします。</p> <p>委員の皆様のお忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。</p> <p>事務局からの説明は、終わりました。</p> <p>何か意見や質問はありますか。</p>
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

三富委員	<p>消防総務課長から説明いただきましたが、初めて見る資料で一度だけ見ただけでは、理解できない部分もある。</p> <p>出動報酬改定案の来年度の予算額 15,545,000 円と市のために活動する団員に対し報酬額を上げることは良いことだと思うが、年額報酬改定案について、団長・副団長・副本部長・分団長・副分団長という役職の方がマイナスになってしまうのはいかがなものなのか。</p>
庄司課長	<p>マイナスになる要因ですが、現行年額報酬の明確な根拠を示すものがなかったため、根拠づけるために職責倍数に対し、団員報酬基準額 36,500 円を積算にて算出し、説明できるようにいたしました。</p>
三富委員	<p>わかりました。</p>
諸岡委員長	<p>他に質問はありませんか。</p>
佐久間委員	<p>出動報酬改定案について、訓練の場合は4時間、警戒その他は3時間と上限を設けていると思うのですが、延べ人数の試算の元となるものは何でしょうか。</p>
庄司課長	<p>延べ人数については年間における活動訓練、消防演習等への参加人数が設定されています。</p> <p>それぞれの人数を足した数を延べ人数としております。</p> <p>また、災害に対しての、延べ人数は想定となります。</p>
佐久間委員	<p>わかりました。消防団の資質向上していくためにも訓練は、実施していかなければいけないと思いますが、コロナの関係で、ここ数年操法大会が中止となっています。</p> <p>今後、落ち着いてきたら操法が始まってくると思います。</p> <p>そうなる则この金額では、賄うのが難しくなってくると思います。</p> <p>例えば操法に出場する選手とそれをサポートする他の団員と</p>

庄司課長	<p>が出てきますが、その報酬はどのように延べ人数を出しているのでしょうか。</p> <p>操法大会に係る訓練の報酬については、交付金という形で各消防団へ渡しております。</p> <p>その中で、各分団の判断で団員へ支払っていただいております。</p>
佐久間委員	<p>ありがとうございます。わかりました。</p> <p>消防団員が不足している中で、処遇を改善し、団員を確保するということが大切になってくると思います。</p> <p>私は、これで出来る限りのことを進めて行っていただければと思います。</p>
諸岡委員長	<p>他に質問はありませんか。</p>
三富委員	<p>この団員の出動報酬ですが、不足した場合は補正対応になると思いますが、予算が余った場合不用額で返してしまうのでしょうか？余った予算で団の備品などの資器材を購入することはできないのでしょうか。</p>
庄司課長	<p>今までもそうですが、不用額につきましては、戻しており、備品購入等への流用は過去にしたことはありません。</p>
三富委員	<p>可能であれば、検討していただきたいです。</p>
諸岡委員長	<p>他に質疑等はございませんか。</p> <p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>議題2「富津市消防団員報酬の改定について」承認することに御異議はございませんか。</p> <p>〈異議なし〉の声あり</p>

諸岡委員長	<p>異議なしと認め、承認いたします。</p> <p>以上で議事を終了いたします。</p> <p>次に、その他に移りたいと思いますが、事務局は何かありますか。</p>
池田課長補佐	<p>事務局からは、特にありません。</p>
諸岡委員長	<p>他に無いようでしたら会議を終わりにいたします。</p> <p>委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力いただきありがとうございました。</p> <p>進行を事務局にお返します。</p>
池田課長補佐	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、消防委員会を閉会いたします。</p> <p><閉会></p>